

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日    那覇地方法務局    登記官    古   謝   幸   之

記

| 手続番号             | 表題部所有者不明土地に係る所在事項     |
|------------------|-----------------------|
| 第3600-2021-0029号 | 那覇市字真地御殿後原 3 8 番の 7 4 |
| 第3600-2021-0079号 | 中頭郡西原町字内間内間 1 6 番の 2  |